

つつみ園地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程

(平成24.3.28規程第21号)

改正	平成25.5.23	(規程第1号)	平成26.3.27	(報告第5号)
	平成26.3.27	(規程第20号)	平成26.7.14	(報告第2号)
	平成26.8.28	(報告第3号)	平成27.1.22	(報告第3号)
	平成27.5.21	(報告第1号)	平成28.3.23	(規程第11号)
	平成29.6.13	(報告第1号)	平成29.10.11	(報告第2号)
	平成30.11.7	(報告第2号)	平成31.3.13	(報告第3号)
	令和元.5.31	(議案第4号)	令和元.11.13	(報告第2号)
	令和2.12.10	(報告第2号)	令和3.6.9	(報告第2号)
	令和3.11.15	(報告第3号)	令和4.3.16	(報告第5号)
	令和4.11.21	(報告第4号)	令和5.3.17	(報告第5号)
	令和5.3.17	(規程第12号)	令和7.3.21	(規程第10号)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊田みのり福祉会が開設するつつみ園地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 つつみ園地域包括支援センター
- ② 所在地 豊田市堤町堤18番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

② 担当職員

保健師 1名以上 (常勤換算)

主任介護支援専門員 1名以上 (常勤換算)

社会福祉士 1名以上 (常勤換算)

事務職員 1名 (常勤 本体特養事務員兼務)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とする。

① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法 (厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定) に従って実施

② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

③ サービス担当者会議について

1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

④ 担当職員による居宅訪問頻度等

1) 提供開始月

2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

3) サービスの評価期間が終了する月

4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第7条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊田市(前林地区)とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は豊田市、社会福祉法人豊田みのり福祉会及びセンターも管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則(平成24.3.28規程第21号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26.3.27報告第5号)
この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(平成26.7.14報告第2号)
この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27.5.21 報告第1号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29.6.13 報告第1号)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29.10.11 報告第2号)

附 則(平成25.5.23規程第1号)
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26.3.27規程第20号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26.8.28報告第3号)
この規程は、平成26年11月17日から施行する。

附 則(平成28.3.23 規程第11号)
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29.6.13 報告第1号)
この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則(平成30.11.7報告第2号)

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30. 11. 7報告第2号）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成31. 3. 13報告第3号）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和元. 11. 13報告第2号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2. 12. 10報告第2号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2. 12. 10報告第2号）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4. 11. 21報告第4号）

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 17報告第5号）

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和7. 3. 21規程第10号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31. 3. 13報告第3号）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和元. 5. 31議案第4号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 12. 10報告第2号）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3. 6. 9報告第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 16報告第5号）

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和4. 11. 21報告第4号）

この規程は、令和4年11月8日から施行する。

附 則（令和5. 3.17規程第12号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。